

西東京市スポーツ・運動施設

指定管理者 募集要項

西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

目 次

公募の概要	1
公募スケジュール	2
1 基本的な運営方針	3
2 施設の概要	3
3 指定管理者が行う業務	4
4 指定の期間	5
5 指定管理業務に関する経費	5
6 管理の基準	6
7 市と指定管理者のリスク分担	7
8 管理責任者の指定	10
9 応募資格・条件	10
10 応募の手続き	11
11 応募のための提出書類	12
12 選定方法	13
13 指定管理業務に係る協定の締結	14
14 事業実施状況の監視等	15
15 その他の事項	16
16 問い合わせ先	17
資料1 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書【原案】	
資料2 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する平成 年度協定書【原案】	

公募の概要

1 施設の名称	西東京市スポーツ・運動施設
2 根拠条例等	西東京市スポーツ施設条例 西東京市立公園条例 西東京市スポーツ施設条例施行規則 西東京市立公園条例施行規則
3 指定管理業務の範囲	(1) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ・運動施設の提供に関する業務 (2) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等の指導及び普及に関する業務 (3) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務 (4) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する相談に関する業務 (5) その他の業務
4 指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間）
5 公募及び選定方法	公募型プロポーザル（提案）方式。選定については、指定管理者候補選定委員会の審査を経て指定管理者候補を決定します。審査は第 1 次審査（書類審査）と第 2 次審査（面接・プロポーザル審査）の総合加点方式とします。第 2 次審査後、指定管理者候補及び次点候補の選定を行います。なお、選定の結果によっては、適格者なしとする場合もあります。また、応募団体が 2 団体以下の場合には、西東京市（以下「市」といいます。）と応募者との協議を行い指定管理者候補選定委員会にて候補者の有無について決定します。
6 選定結果の通知及び公表	選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、市の公式ホームページでも公表します。
7 協議及び仮協定	選定委員会による選定結果を基に、市と指定管理者候補は指定管理業務の細目について協議を行います。この場合、市は必要に応じて指定管理者候補の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。協議成立後、仮協定を締結します。当該候補者との協議が成立しない場合は、次点候補と協議を行います。
8 指定管理料	応募時に提出される収支予算書を基に、協議の上で決定します。
9 指定及び協定	市は、西東京市議会（平成 29 年 12 月定例会提案予定）の議決後に候補者を指定管理者として指定し、平成 30 年 4 月 1 日に協定を締結します。
10 問い合わせ先	西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係 住 所 〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号 電 話 042-438-4081（直通） F A X 042-438-2021（共用） E-mail sports@city.nishitokyo.lg.jp

公募スケジュール

(1) 指定管理者の募集期間		関連ページ
① 募集要項配布開始日	平成 29 年 6 月 26 日	11
② 公募説明会及び質問書 受付開始日	平成 29 年 7 月 3 日	11
③ 施設案内会（4 施設）	平成 29 年 7 月 4 日	11
④ 屋外施設見学（6 施設）	平成 29 年 7 月 4 日から 6 日まで	11
⑤ 質問書受付締切日	平成 29 年 7 月 7 日	11
⑥ 質問書の回答	平成 29 年 7 月 28 日	11
⑦ 応募書類受付日	平成 29 年 8 月 10 日	12
(2) 第 1 次審査（書類審査）	平成 29 年 8 月下旬	14
(3) 第 1 次審査結果の通知	平成 29 年 8 月 31 日	14
(4) 第 2 次審査（面接審査及び プレゼンテーション）	平成 29 年 10 月中旬	14
(5) 指定管理者候補決定	平成 29 年 10 月中旬	14
(6) 仮協定の締結	平成 29 年 11 月上旬	14
(7) 市議会の議決	平成 29 年 12 月下旬	-
(8) 指定管理者の指定の告示	議会の議決後速やかに告示します。	-
(9) 指定管理業務の開始	平成 30 年 4 月 1 日から	-

1 基本的な運営方針

西東京市（以下「市」という。）では、スポーツ・運動施設の管理運営について、利用者サービスの向上と経費の節減を図るため、平成 20 年度から指定管理者制度を導入しています。平成 29 年度で 5 年間の指定管理期間が満了することに伴い、次期指定管理者を選定するため、広く事業者の募集を行います。

今後も、スポーツ・運動施設では管理運営における創意工夫を加味した上で、市民の体育、スポーツおよびレクリエーションその他社会体育等の普及振興を図るとともに、市民の健康の増進に寄与することを基本的な運営方針とします。

2 施設の概要

	名 称	所 在 地	敷 地 面積(m ²)	建 築 面積(m ²)	延 べ床 面積(m ²)
①	西東京市スポーツセンター	西東京市中町一丁目 5 番 1 号	2,577	1,770	4,965
②	西東京市総合体育館	西東京市向台町五丁目 4 番 20 号	3,000	1,799	3,104
③	西東京市南町スポーツ・文化交流センター（きらっと）	西東京市南町五丁目 6 番 5 号	3,072	1,672	3,011
④	西東京市武道場	西東京市東町二丁目 4 番 13 号	642	427	1,260
⑤	西東京市向台運動場	西東京市向台町五丁目 1059 番 1 外	29,388	—	—
⑥	西東京市芝久保運動場	西東京市芝久保町 一丁目 1465 番	8,969	—	—
⑦	西東京市芝久保第二運動場	西東京市芝久保町 五丁目 2277 番	6,737	—	—
⑧	西東京市ひばりが丘総合運動場	西東京市ひばりが丘 三丁目 1616 番 1	26,369	—	—
⑨	西東京市健康広場	西東京市栄町一丁目 630 番 1 外	3,929	—	—
⑩	市民公園グラウンド	西東京市向台町五丁目 1059 番 6	6,972	—	—

※ 各施設の開館・開場時間、休館日・休場日等は西東京市スポーツ施設条例（以下「スポーツ条例」という。）、西東京市スポーツ施設条例施行規則（以下「スポーツ規則」という。）及び西東京市立公園条例（以下「公園条例」という。）等をご覧ください。

3 指定管理者が行う業務（詳細は別添「仕様書」を参照）

(1) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ・運動施設の提供に関する業務

- ① スポーツ・運動施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- ② 施設等の利用の承認に関すること。
- ③ 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減額、免除及び還付に関すること。
- ④ 施設等の保守管理に関する業務（建築及び建築設備等の保守、各種関係設備の保守）
- ⑤ 施設等の環境維持管理に関する業務（清掃業務、保安警備業務等）
- ⑥ その他

(2) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等の指導及び普及に関する業務

- ① 「振興事業祭（例）」等の事業の開催
- ② 個人開放事業の開催
- ③ 成人（16歳以上）向けエクササイズ、体操関係事業の開催
- ④ テニスコートを利用したテニス事業の開催
- ⑤ 運動場等を利用した事業の開催
- ⑥ ジュニア育成事業の開催
- ⑦ トレーニング室を利用した事業の開催
- ⑧ 温水プールを利用した事業の開催
- ⑨ 野外で活動できる事業の開催
- ⑩ 障害のある方のための事業の開催
- ⑪ 乳幼児を対象とした事業の開催
- ⑫ 高齢の利用者を対象とした事業の開催
- ⑬ その他

(3) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務

- ① Webによる施設等の利用案内や各種教室の申込等の提供サービス
- ② 社会体育活動を行う団体等への情報提供支援や相互交流
- ③ その他

(4) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する相談に関する業務

- ① 利用者意見の聴取及び反映
- ② その他

(5) その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成
- ② 事業報告書の作成

- ③ 市及び関係機関との連絡調整
- ④ 自己評価の実施
- ⑤ 指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
- ⑥ その他の報告（事故等）
- ⑦ その他日常業務の調整
- ⑧ その他指定管理業務を行う上で必要な関係業務

4 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 指定管理業務に関する経費

スポーツ・運動施設の指定管理業務にかかるすべての経費は、市が支払う指定管理料のほか、利用料金収入、振興事業の参加費等の収入（自主事業収入、共催事業収入）及びその他の収入をもって充てるものとします。

(1) 市が支払う指定管理料の内容

指定管理料の金額は、指定管理者から提出される収支予算書を基に、協議の上で決定します。

- ① スポーツの普及振興に関する経費
- ② スポーツ・運動施設の運営・維持管理に関する経費
- ③ その他

(2) 利用料金収入

指定管理者は、スポーツ・運動施設の利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金（施設の使用に係る料金）を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市がスポーツ条例及び公園条例で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。

指定管理期間中に係る利用料金収入のうち市または、前任の指定管理者が収納した額については、明細を付して指定管理者に引き渡します。

(3) その他の収入

自主事業収入、共催事業収入、自動販売機収入、広報紙広告掲載料、物品販売等

(4) 経費の支払い

指定管理料の支払方法は、市と協議し、協定で定めることとします。

(5) 指定管理料の精算

市が示した水準を下回ることなく指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については精算により、収入額から支出額を減じた額の 2 分の 1 に相当する金額を市に返還するものとします。また、指定管理者の運営に起因して利用料金収入や自主事業

収入に不足額が生じた場合には補填は行いません。

(6) 区分会計の独立

指定管理者は、指定管理業務実施に係る経理事務を行うに当たり、団体自体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を分離して設け、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならない。また、当該業務に関しての監査業務が受けられるような体制を整えなければなりません。

(7) 管理口座

指定管理業務に関連する出入金の管理は、団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

(8) 経費に関する協議

指定管理料については、会計年度ごとに指定管理者から提出される収支予算書を踏まえ、予算編成過程や市議会による予算議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定します。

6 管理の基準

スポーツ条例、スポーツ規則、公園条例、西東京市立公園条例施行規則等に基づき指定管理業務を行っていただきます。スポーツ・運動施設及び附帯設備を適正に管理する上で必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりです。

(1) 開場時間（スポーツ条例第6条）

指定管理者は、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができます。
また、指定管理者への応募に当たり、開場時間の変更を提案することができます。

(2) 休場日（スポーツ条例第5条）

指定管理者は、市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を設けることができます。
また、指定管理者への応募に当たり、休場日の変更を提案することができます。

(3) 利用申請（スポーツ規則第3条）

市公共予約管理システムを利用し、スポーツ・運動施設の利用に係る抽選の申込み又は申請をし、指定管理者の承認を受けるものとします。なお、市の主催事業及び市の後援する事業のうち指定管理者が特に認めた場合は、あらかじめ双方協議した条件により期間外での申請を可能とします。

(4) 利用承認の制限（スポーツ条例第7条）

次の場合には、利用を承認することができません。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② スポーツ・運動施設を損傷するおそれがあるとき。
- ③ 管理運営上の支障があるとき。

(5) 利用承認の取消し等（スポーツ条例第8条）

次の場合には、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができます。

- ① スポーツ・運動施設の利用の申請の目的又は利用の条件に違反したとき。
- ② スポーツ条例若しくはスポーツ規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- ③ 災害、事故、その他の事由により、スポーツ・運動施設の利用ができなくなったとき。
- ④ その他特に必要があるとき。

(6) 利用料金の設定と減免（スポーツ条例第10条）

利用料金の額は、スポーツ条例別表第2及び公園条例別表（3）に定める額の範囲内（消費税含む。）において、指定管理者が市長の承認を得て決定するものとします。

指定管理者は、市長の承認を得て利用料金の減免を行うことができますが、以下の減免基準については、引き続き適用していただきます。なお、市が事業等で使用する場合には規定の利用料金を支払うこととされております。

減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

ア 免除するもの

- ① 指定管理者が主催又は共催等により実施する事業
- ② 社会教育団体が市民等を対象として実施する事業
- ③ 市民等の障害者等が個人で利用するとき。
- ④ 指定管理者が必要と認めるとき。

イ 減額できるもの（50%減額）

- ① 社会教育団体が市民等を対象として実施する事業以外の利用に供するとき。
- ② 市民等以外の障害者等が個人で利用するとき。
- ③ 指定管理者が必要と認めるとき。

7 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、下表のとおりとします。

ただし、下表に定める事項で疑義がある場合又は下表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

(共通)

○主負担 △従負担

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
事業計画変更リスク	市の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○	
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○
募集要項リスク	募集要項の誤りによるもの	○	
仕様書等リスク	仕様書等の誤りによるもの	○	
制度 法令の変更 リスク	当該事業に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
	上記以外の法令の新設・変更によるもの		○

関連リスク	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請を行うもの）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）		○
	税制度リスク	当該事業に関する新税の成立、税率の変更	○	
		法人税の変更に関するもの		○
		年度協定締結後の消費税の変更に関するもの		○
社会リスク	住民対応リスク	当該施設の維持管理及び運営（指定管理者の業務範囲とされているものに限る。）に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの		○
		上記以外の当該事業に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
	環境問題リスク	指定管理者の帰責事由による騒音、振動等の発生等に関するもの		○
		上記以外の事由による環境問題の発生等に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	指定管理者の帰責事由による事故等の発生に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による事故等の発生に関するもの	○	
債務不履行リスク	指定管理者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等（事業の破綻・悪化・放棄・サービスの品質等が仕様レベルを下回った場合等）に関するもの		○	
	指定管理料の支払その他の市が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○		
不可抗力リスク	戦争、暴動、自然災害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○	△	
物価リスク	物価変動に関するもの	△	○	
指定取消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定の取消しに関するもの		○	
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による指定の取消しに関するもの	○		

（協定締結前段階）

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
協定締結リスク	市の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	○
指定処分リスク	市が指定処分をしない又は指定手続に長期間を要すること等によるもの	○	

(維持管理・運営段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
維持管理・運営開始の遅延リスク	指定管理者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
要求性能リスク	要求性能等の未達、不適合等に関するもの		○
	市の指示による要求性能等の変更等に関するもの	○	
施設瑕疵リスク	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由（適切な維持管理・運営業務を実施しなかったこと等）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの	○	
施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備等の損傷に関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による施設、設備等の損傷に関するもの	○	
備品リスク	市の備品に関するもの	○	
	上記以外の備品に関するもの		○
需要リスク	使用者の減少に関するもの		○
利用料金リスク	利用料金の上限額の変更に関するもの	○	
	利用料金変更の不承認に関するもの		○
	利用料金の徴収に関するもの		○
	利用料金の減免に関するもの		○
付帯施設リスク	付帯施設（付帯駐車場等）に関するもの		○
公共施設予約システムリスク	LAN・情報システムの構築・改修（利用料金制による料金改定に係るものを除く。）・メンテナンスに関するもの	○	
	利用料金制による料金改定に伴う情報システムの改修に関するもの	△	○

(事業終了段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
終了手続リスク	市又は次期指定管理者への引継ぎその他の指定管理業務の終了に伴う諸手続及びその費用の負担に関するもの		○

8 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任者1名を置き、スポーツ施設3館（スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター）については、それぞれ代表する管理責任者（常勤。館長に相当する職）を指定してください。

9 応募資格・条件

(1) 応募者

ア 応募資格

法人等であること（法人格の有無は問いません）。個人での応募はできません。

イ 応募者の制限

法人等又はその代表者が、次に該当する団体は、応募者となることができません。

また、応募者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできません。

なお、協定締結までの期間に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ② 直近3年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ③ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は更正手続きをしている法人
- ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体
- ⑥ スポーツ条例第16条の欠格事由に該当する場合
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

ウ グループ応募

単一の団体では業務が担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数の団体とグループで応募することができます。

- ① グループを構成する団体の数は2団体以上とし、その中から代表団体を定めてください（他の団体は構成団体とします。）。
- ② 代表団体、構成団体とも、上記(1)イの制限の対象となります。
- ③ 代表団体は業務の遂行に責任を持たなければなりません。
- ④ 申込書は代表団体が提出してください。

(2) 応募の条件

- ① 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。
- ② 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。
- ③ グループの構成団体の変更は、市が特に理由があると認める場合以外には認めません。

10 応募の手続き

(1) 募集要項

募集要項及び関係書類については、市ホームページよりダウンロードしてください。新たに追加する資料や質問への回答など、募集に係る最新の情報はホームページにおいて提供します。

市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

(2) 公募説明会及び施設案内会

募集要項に関する説明会及び施設案内会を次のとおり開催しますので、応募予定団体はできる限り出席してください。なお、募集要項や関係書類はダウンロード願います。

公募説明会及び施設案内会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、6月30日(金)正午までに電子メールにてお申込みください。

申 込 先 : 西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係
電子メールアドレス sports@city.nishitokyo.lg.jp

※表題には「西東京市スポーツ・運動施設指定管理者 公募説明会及び施設案内会申請」として送信願います。

	日時・場所
公募説明会	平成29年7月3日(月) 午後2時から 保谷庁舎4階研修室 ※各団体2名以内でご参加願います。
施設案内会 (4施設)	平成29年7月4日(火) 午前10時から スポーツセンター、武道場 午後2時から 南町スポーツ・文化交流センター(きらっと)、総合体育館 ※現地集合でお願いします。なお、十分な駐車場はございませんので、公共交通機関等をご利用ください。 ※各団体2名以内でご参加願います。
屋外施設見学 (6施設)	平成29年7月4日(火)から7月6日(木)まで ※自由見学です。利用者の妨げにならないようお願いします。

(3) 募集要項に関する質問の受付

様式2(同様書式可)に必要事項を記入の上、電子メールでお願いします。電子メールの表題・タイトルは「西東京市スポーツ・運動施設指定管理者 質問」としてください。

電話などによる個別の質問にはお答えできませんのでご注意願います。

質問は7月7日午後5時まで受付し、回答は7月28日(金)を予定しています。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。市は補填しませんので、ご了承ください。

(5) 応募書類の提出

- ア 受付日：平成29年8月10日（木）
イ 受付時間：午後1時から4時まで（時間厳守）
ウ 受付場所：西東京市役所保谷庁舎1階会議室
西東京市中町一丁目5番1号 電話 042-438-4081（直通）
西武池袋線保谷駅南口より徒歩15分
エ 受付方法：直接提出（郵送・電子メール等不可）。以下の書類が不備な場合には受付できません。

11 応募のための提出書類

(1) 応募書類

以下の書類を正本1部、副本12部（複写可）の計13部提出してください。ただし、①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑭の書類は正本1部のみで結構です。①、⑤、⑬、⑮以外の書類は、全ての構成員ごとに提出してください。なお、書類は全てA4サイズで統一してください。

応募書類	正本	副本	様式
① 指定管理者指定申込書	○		様式3
② 指定管理者指定申請者連絡先届出書	○		様式4
③ 指定管理者申込に関する誓約書	○		様式5
④ 団体の概要	○	○	様式6 共同事業体の場合は様式7
⑤ グループ結成協定書兼委任状又はこれに相当する書類 グループ構成団体、代表団体、組織運営に関する記載事項等を含む ※グループ応募の場合のみ提出	○	○	様式8
⑥ 定款、寄附行為、規則その他これらに類するもの	○	○	任意様式
⑦ 財務諸表又はこれらに類するもの 直近3年間の損益計算書、利益処分計算書、貸借対照表等、直近の決算報告書又は決算見込みを説明する書類	○	○	
⑧ 法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書） 指定管理者指定申請日前3か月以内のもの。法人以外の場合はこれに類するもの	○		各種証明書
⑨ 納税証明書	○		

直近3年の法人税納税証明書、法人事業税及び市税納税証明書、消費税納税証明書			
⑩ 印鑑証明書 指定管理者指定申請日前3か月以内のもの	○		
⑪ 過去5年間の類似業務の実績 施設管理運営、振興事業	○	○	任意様式
⑫ 指定管理業務分担一覧表 ※グループ応募の場合のみ提出	○	○	
⑬ 基本事業計画書、各種スポーツの振興に関する事業の提案書、実施体制表、平成30年度の月別事業実施スケジュール、収支予算書	○	○	様式9～13
⑭ 資格証明書 従業員に資格要件を求めている場合のみ提出	○		任意様式
⑮ 危機管理マニュアル等に関する書類 火災、地震発生、緊急事故発生時における対応及び体制	○	○	任意様式

※上記のほか、選定結果通知封筒として、角形2号封筒に選定結果の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手280円を貼付したものを1部添付してください。

(2) 応募書類の綴り方

正本1部、副本12部を提出してください。ただし、副本については、⑬に掲げた書類(様式9～13)の書類と他の書類(④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫)とを別にして綴ってください。

(3) 留意事項

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ② 応募申込後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ③ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ⑤ 応募1団体につき提案は1件とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 指定管理者の決定までの間、応募提案書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

12 選定方法

指定管理者の選定については、指定管理者候補選定委員会(7人)の審査を経て、市が指定管理者候補を決定します。審査は第1次審査と第2次審査の2段階で行い、総合加点方式とします。

なお、選定の結果によっては、適格者なしとする場合もあります。また、応募団体が2

団体以下の場合には、市と応募者との協議を行い指定管理者候補選定委員会にて候補者の有無について決定します。

(1) 選定基準

指定管理者の選定は、スポーツ条例第17条の以下の基準に基づいて行います。

- ① スポーツ・運動施設の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容がスポーツ・運動施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営ができること。
- ③ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ その他市長が別に定める基準

(2) 指定管理者候補の選定

① 第1次審査（書類審査・資格審査）

提出書類により、選定委員会において、選定基準を基に資格の適格性ほか事業計画書等を採点評価します。第1次審査において5団体以内を選定し、第1次審査の点数は第2次審査に持ち越します。

② 第2次審査（面接・プレゼンテーション）

第1次審査通過団体に第2次審査を行います。第2次審査では、提出した事業計画書の内容等を選定委員に説明（プレゼン）し、選定委員の質問に回答していただきます。なお、管理責任者（予定者）がいる場合には、第2次審査への出席をお願いします。

第2次審査後、指定管理者候補及び次点候補の選定を行います。

応募に際し、不正が明らかになった場合は、失格となる場合があります。

(3) 選定結果の通知・公表

- ① 第1次審査の結果については、平成29年8月下旬に応募団体全員に通知します。
- ② 第2次審査の結果については、平成29年10月中旬に対象団体全員に通知するとともに、市ホームページ等で指定管理者候補を公表します。
- ③ 選定結果として、指定管理者候補名、審査結果の概要（審査点数）等を公表する予定です。

13 指定管理業務に係る協定の締結

(1) 協議

選定委員会による選定結果を基に、市と指定管理者候補は、指定管理業務の細目について協議を行います。この場合、市は、必要に応じて指定管理者候補の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。協議を進めて合意に達した後に仮協定を締結します。

当該候補者との協議が成立しない場合は、次点候補者と協議を行います。

(2) 協定

平成 29 年 12 月市議会定例会（予定）の議決後に指定管理者候補を指定管理者に指定し、平成 30 年 4 月 1 日に本協定を締結する予定です。

協定について、指定期間中の総括的な事項を定めた基本協定（資料 1 参照）と、各年度の業務内容及び指定管理料を定めた年度協定（資料 2 参照）を締結します。

指定管理者がグループ応募団体である場合は、協定の締結時にグループ構成員全員の同意書を提出していただきます。（協定締結はグループ代表団体のみと行います。）

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でない認められるとき。
- ③ 著しく社会信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) その他

- ① 協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。
- ② 協定の履行を確保（将来的な損害賠償への備え）するため、指定管理者は、市を被保険者とする履行保証保険（定額てん補特約付き）契約を保険会社と年度ごとに締結することとします。なお、この保証に係る保険金額は、指定管理料の 100 分の 10 以上とします。
- ③ 何らかの事由により、協定変更又は追加協定を締結する必要が生じた場合の協議の申し出は、市及び指定管理者双方とも変更予定日の 6 か月前までに行うこととします。

14 事業実施状況の監視等

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

(1) 事業報告書

指定管理者は毎月事業報告書を作成し、市に提出します。なお、記載事項等については、協定で定めるものとします。

(2) 市による事業実施状況の確認

市は、随時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(3) 指定管理者が行う評価

指定管理者が行う自己評価の方法及び内容などについて、提案してください。

(4) 業務水準が低下した場合の措置

状況確認やモニタリングの結果、仕様書及び指定管理者が提出する業務計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、市は改善措置を講ずるなどの指導、さらには業務の停止や指定の取消し、又は委託料の減額等を行うことがあります。

(5) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出しなくてはなりません。

15 その他の事項

(1) 業務の引継ぎについて

指定管理者に指定後は、各種印刷物作成や業務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者又は市に業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎに協力していただきます。

平成 30 年 3 月 31 日以前に業務引継ぎ等に要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

(2) 指定管理業務の包括委託の禁止

指定管理者は、指定管理が行う業務の全てを包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 選定委員との接触禁止

応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(4) 特定非営利活動法人西東京市体育協会事務局の設置

特定非営利活動法人西東京市体育協会事務局を西東京市スポーツセンター内に設置することを求めます。

(5) 市内総合型地域スポーツクラブとの連携及び支援・協力

市には、平成 29 年 6 月時点で二つの総合型地域スポーツクラブがあります。活動場所の確保や連携等の活動支援を行っていただくことを求めます。

(6) 利用者増に向けた課題

スポーツ施設等の更なる利用者の増加に向けて、スポーツ施設等から離れたところにお住まいの方にもご利用いただけるよう、駐車場利用者への配慮など利用者増に向けた取組の推進を行っていただくことを求めます。

16 問い合わせ先

- (1) 住 所 〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号
- (2) 担当部署 西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係
- (3) 電話番号 042-438-4081 (直通)
- (4) F A X 042-438-2021 (共通)
- (5) E-mail sports@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり西東京市スポーツ施設の指定管理業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、西東京市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、スポーツ施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育等の普及振興及びスポーツ施設使用効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第 3 条 乙は、スポーツ施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務がスポーツ及びレクリエーション活動の促進を図ることにより、地域社会における潤いと活力に満ちた社会体育活動の形成につとめることを基本とする乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書 スポーツ・運動施設の本業務に係る仕様書のことをいう。
- (2) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 法令 法律、政令、省令、条例及び規則その他行政機関が公布等する規程等をいう。
- (4) 年度協定 本協定に基づき、各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理料を定めるために甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5) 基本事業計画書 公募時における乙の提案を基に甲乙協議の上調製する全指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書
- (6) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づき各年度の指定管理業務の実施に係る事業計画書
- (7) 不可抗力 天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設使用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 独自事業 本協定に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用に

において実施する業務のことをいう。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、スポーツ施設と管理物品からなる。スポーツ施設及び管理物品の内容は、別記1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 西東京市スポーツ施設条例（平成17年西東京市条例第24号。以下「スポーツ条例」という。）第19条の指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 スポーツ条例第4条第2項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理物件の維持管理に関する業務
- (2) スポーツ施設の使用許可に関する業務
- (3) スポーツ施設及びスポーツ施設外で実施するスポーツ振興事業の企画運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) スポーツ施設の目的外使用許可
- (2) スポーツ施設の修繕業務（詳細については、以下第14条第1項を参照のこと。）

(業務実施条件・水準)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件又は水準は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件・水準の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件・水準の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件・水準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、関係法令のほか、本協定、年度協定、募集要項、仕様書（これに係る質問への回答を含む。以下本条及び第25条第3項において同じ。）、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、仕様書及び事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、基本事業計画書、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書にて仕様書を上回る水準

が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(スポーツ・運動施設の修繕等)

第14条 スポーツ・運動施設の修繕、改造、改築、増築及び移設については、次項に定めるものを除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 スポーツ施設の修繕については、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、各年度事業計画書に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものとする。但し、緊急を要する等の理由で50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕を乙が行う場合は、甲と予め協議するものとする。

3 乙が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算するものとする。

4 各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事案が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理・情報公開)

第16条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び西東京市個人情報保護条例(平成13年西東京市条例第13号)の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別記2「個人情報の取扱いに係る特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項のほかスポーツ施設の管理運営に関する事項について、施設内での資料の備え付けその他の方法により適宜公表するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況(施設設備維持管理状況等)
- (2) 施設等の使用状況(利用者数、使用率等)
- (3) 事業の実施状況(実施した事業の状況等)
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 利用者モニタリングの結果

(近隣対策)

第17条 乙は、スポーツ施設の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 スポーツ施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、乙は責任を

持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において乙は問題発生時及び解決時にそれぞれ状況を甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、備品等(別記1)(I種)(以下「備品等(I種)」という。)を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等(I種)をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等(III種)を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(公共施設予約管理システムの取扱い)

第20条 甲は、乙の指定管理業務の遂行に当たり西東京市公共施設予約管理システム(以下「予約システム」という。)を乙の利用に供する。

2 甲は、甲の費用と責任において予約システムの保守管理を行い、常に良好な状態に保つものとするものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって予約システムを管理しなければならない。

4 乙は、予約システムのプログラムに改修について甲に申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は協議を行うものとする。

5 前項の改修の費用負担は、甲及び乙の協議により定めるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、乙の提案を基に甲と協議の上調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。

2 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び指定管理料の積算書を提出し、甲と協議を開始しなければならない。

3 甲及び乙は、基本事業計画書又は年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理の状況(修繕等の状況)
- (2) 施設等の使用状況(利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等)
- (3) 事業の実施状況(実施した事業の状況及び課題分析等)
- (4) 管理経費等の収支状況(利用料金の状況を含む)
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第 38 条から第 40 条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消された日から 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、四半期終了後、本業務に関し、甲が指定する期日である 7 月・10 月・1 月・4 月の 30 日（30 日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。）までに次の各項に示す事項を記載した 3 ヶ月分の事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理の状況
- (2) 施設等の利用状況（利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況）
- (4) その他甲が指示する事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第 23 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、スポーツ施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（監査）

第 24 条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、乙に対し、出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

3 乙は、第 1 項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第 6 章 指定管理料

（指定管理料の支払）

第 25 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 全指定期間に係る指定管理料の総額は、億 万 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間に係る指定管理料の総額は、これを保証するものではない。

4 乙は、各四半期の末日から 30 日以内に、当該四半期分の指定管理料の請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 15 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第 26 条 甲又は乙は、第 11 条第 1 項の変更に伴い当初合意された指定管理料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力
(リスク分担)

第27条 本事業に係るリスク分担については、別記3「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとする。

- 2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第34条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第28条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第29条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 3 前2項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第30条 乙は、本業務に関し、使用者又は市民から苦情、要望、住民運動又は訴訟を提起されたときは、甲と協議の上誠実に対応しなければならない。

- 2 乙は、スポーツ施設の使用の許可その他の行政処分に関し、使用者から不服の申立て又は行政事件訴訟の提起があったときは、甲と協議の上行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、誠実に対応しなければならない。
- 3 前2項に規定する対応により発生した増加費用については、乙の負担とする。

(保険)

第31条 本業務の実施に当たり、甲又は乙が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

甲	火災保険 施設賠償責任保険
乙	施設賠償責任保険、一般損害保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その

内容や程度の詳細を記載した文書をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合の対応及び負担については、前3項の規定を準用する。この場合において「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、本協定の終了に際し引継ぎ書を作成し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第36条 乙は、本協定の終了までに、管理物件を原状(本業務を開始する前の状態をいう。)に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等(Ⅰ種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

- 2 本協定の終了に際し、備品等(Ⅲ種)については、乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において、両者が合意した場合は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、スポーツ条例第24条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。

- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙が管理の業務又は経理に関する市の指示に従わないとき。
- (5) 乙の経営状況から判断して本協定による業務を継続させることが適当でないとき。
- (6) 乙が不正な手段により指定を受けたとき。
- (7) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第39条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被り、その損害を甲が賠償しないとき。
- (3) 乙が自らの経営状況から判断して、又は乙の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。
- (4) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第41条 第35条から第37条までの規定は、第38条から第40条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

第10章 その他

（権利・義務の譲渡の禁止）

第42条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（連絡調整会議等の設置）

第43条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、甲と乙の協議により別に定める。

3 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

（本業務の範囲外の業務）

第 44 条 乙は、スポーツ施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、独自事業を実施することができるものとする。

2 乙は、独自事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、独自事業を実施するに当たっては、独自事業の実施条件等について別途協定を締結するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 45 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第 46 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要する場合を除き協定変更予定日の 6 ヶ月前までに行うものとする。

(管轄裁判所)

第 47 条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 48 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 49 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

仮協定締結日

平成 年 月 日

協定締結日

平成 年 月 日

甲(地方公共団体)

所在地 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

名称 西東京市

代表者 西東京市長 印

乙(指定管理者)

所在地

名称

代表者 印

西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する平成 年度協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
 とは、平成 年 月 日に、西東京市スポーツ・運動施設の管理に関して締結した西東京市
 スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づ
 き、西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する平成 年度協定（以下「年度協定」
 という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、平成 年度の西東京市スポーツ・運動施設の管理業務（以下「本業務」
 という。）の内容の詳細及び本業務の実施の対価として支払われる平成 年度の指定管理料
 を定めることを目的とするものである。

（平成 年度の業務内容）

第 2 条 甲及び乙は、本業務の内容について、平成 年度事業計画書に定めるとおりである
 ことを確認する。

（平成 年度の指定管理料）

第 3 条 甲は、平成 年度の指定管理料として、金 円（消費税及び地方消費税を
 含む。）を乙に支払う。

（指定管理料の精算）

第 4 条 乙は、支払を受けた指定管理料のうち修繕費について、その支払の内訳を明らかにし
 た精算書を甲に提出し、平成 年度の終了後 50 日以内に精算残金等を甲に返納しなければ
 ならない。

（疑義等の決定）

第 5 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。
 2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保
 有する。

平成 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

名 称 西東京市

代表者 西東京市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者 印